

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策を推進してきました。

しかし、出生率の低下という現象は続いており、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新しました。以後、横ばいもしくは微増傾向が続いていますが、平成24年時点では、1.41と依然低い水準で推移しています。このため、子どもを生みたい人が安心して健やかに産み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことがより必要とされています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、伊達市では、平成17年3月に法の基本理念である「父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行う」を基本として、子育て支援策を総合的、かつ、計画的に進めるため「伊達市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。さらに、平成22年には、前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「伊達市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに努めたところです。

こうした中、平成24年8月、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、公布されました。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することになっています。

これまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況、課題を整理し、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を推進するために「子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、伊達市が平成27年4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とした計画期間とします。

なお、本計画は社会・経済情勢の変化や、子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化に合わせて、計画期間の中間年となる平成29年度に内容の見直しを行っています。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
伊達市子ども・子育て支援事業計画 (第1期計画期間)									
		中間年 見直し		次期計 画策定	(第2期計画期間)				

4 計画の策定方法

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した伊達市次世代育成支援行動計画に記載して実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、計画策定の段階から、伊達市次世代育成支援地域協議会にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。さらに、計画期間の中間年である平成29年度には、実績値を踏まえて計画の見直しを行いました。

5 ニーズ調査

(1) 目的

平成24年度に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から5年を1期とする「伊達市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、市民の意見を反映した計画とするための基礎資料を得るために実施しました。

(2) 調査期間

子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査は、平成25年12月16日～平成26年1月22日にかけて実施し、郵送により調査票を配布・回収しました。

(3) 調査対象

未就学児童を持つ保護者1,251世帯、市内の放課後児童クラブを利用している児童を持つ保護者225世帯全世帯を調査対象としました。

(4) 回収結果

項目	未就学児童用調査	小学生用調査	合計
児童数	1,648人	253人	1,901人
世帯数	1,251世帯	225世帯	1,476世帯
発送数	1,251件	225件	1,476件
回収数	585件	111件	696件
回収率	46.76%	49.33%	47.15%

※ 平成25年12月1日現在の住民基本台帳及び放課後児童クラブ登録児童を対象としています。1世帯に調査対象児童が2名以上いる場合は、無作為により1名を抽出し調査対象としています。